

平成二十四年六月十八日(月曜日)
午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長	松村
理事	祥史君

委員

委員以外の議員

衆議院議員

國務大臣

副大臣

大臣政務官

事務局側

政府参考人

佐々木克樹君	近藤 駿介君	尾本 彰君	班目 春樹君	糟谷 敏秀君	山本 哲也君	谷津龍太郎君	奧主 喜美君	伊藤 哲夫君	白石 順一君	渡邊 綱男君
内閣府大臣官房 審議官	内閣府原子力委 員会委員長	内閣府原子力委 員会委員	内閣府原子力安 全委員会委員長	資源エネルギー 庁電力・ガス事 業部長	資源エネルギー 庁原子力安全・ 保安院首席統括 安全審査官	環境大臣官房長	環境大臣官房審 議官	環境大臣官房廃 棄物・リサイク ル対策部長	環境省総合環境 政策局長	環境省自然環境 局長

今日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○原子力規制委員会設置法案（衆議院提出）

○地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所に並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に關し承認を求めるの件（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（松村祥史君）ただいまから環境委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府原子力委員会委員尾本彰君外四名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松村祥史君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（松村祥史君） 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既にこれより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○徳永久志君 おはようございます。民主党の徳永久志でございます。

正案についてお伺いをしてまいります。

産廃特措法のいわゆる期限延長につきましては、過日もこの委員会で視察に参りました三重県、また、私の地元であります滋賀県を始めといまして、不法投棄事案を抱える県から強い要望があったところでもあります。また、民主党といしまして、野党時代、平成二十一年四月に議員立法で提案をしたところでもあります。そうした経緯の中で、今回改正法案が提出をされたことに高く評価をさせていただきますとともに、速やかな成立を望むものでもあります。

まず、平成十五年の法の制定時におきまして、十年という期限を区切つてその間にしっかりと解決をしていくんだという強い意思が語られたわけでありましたけれども、今日までの間、結果的には延長をせざるを得ない状況になったということもあります。

そこで、法制定時から今日までの間の取組の成果、そしてまた法制定時における見込み、想定はどのようなもので、そして、どういう取組があったと総括ができますでしょうか。簡単にお願いたします。

○国務大臣(細野豪志君) 産廃特措法が制定をされました平成十五年の時点では、平成十年の六月以前までに行われた産業廃棄物の不法投棄等につきまして、不適正処理によりまして大規模な生活環境保全上の支障が生じていた事案がございましたので、その支障を除去することが課題となっておりました。こうした状況を背景に、国の支援の下で着実に事業を進めることを目的といたしましてこの特措法が制定をされたという、そういう経緯がございます。

その際、この法律は、恒久法とするのではなくて十年間の時限立法として制定をされました。それは、香川県豊島や青森、岩手県境といった平成

わっているわけではありません。

したがって、保安院がこの美浜の二号機について高経年技術評価で事業者が出してきているものについて認めたとしても、それは再稼働を認めることは全く異なりますので、新しい規制委員会が誕生した後にそれについてはしっかりと判断をしていくということになりますので、そこは是非分けて考えていただきたいと思います。

○加藤修一君 それから、次の質問に行きますけれども、全体として、これ、この規制委員会ができて以降の話ですけれども、防災指針とか安全基準、これが全体として完備されると、体制が整うのはいつかという話なんですけれども、今、現実的な問題として、四国電力の伊方原発の三号機、それから再稼働の前提とされてきたストレステストの一次評価については保安院が妥当として判断していると。その結果を確認する原子力安全委員会がどういふふうに言っているかといいますと、いつまで組織が存続するか分からないと、何もそれに対しての作業はやっていないと、そういう話なんです。作業が宙に浮いているという話でありますけれども。

あるいは、十九基分の一次評価結果が保安院に提出されて、今は審査中でありますけれども、この保安院も安全委員会もこれはこの法律ができて以降は廃止になるわけでありますけれども、これは安全性の確認ということについてはどういふ体制に実はなっていくかと。つまり、これは新しい安全基準で厳格に確認できる体制が整うまではいゆる原子力規制委が安全確認の方法や目安などを決めるということになるというふうに聞いておりますけれども、その具体的な中身はまだ決まっていますと、当然でありますけれども、これ、そういうことを含めて、先ほど申し上げました、冒頭に申し上げました防災指針の関係とか安全基準の関係ですね、これはいつ、大体どのころまでにそれが完備されるのか、どのように考えたらよろしいですか。

○国務大臣(細野豪志君) まず大前提として申し

上げますと、原子力安全・保安院と原子力安全委員会は、今行政上存在をしておる組織そのものでございますから、新しい規制組織が誕生するまでの間は、稼働していないものも含めて安全性についての確認はこの組織がしっかりとやらなければなりませんし、ましてや、それこそ事故に備えるということも含めて役割がございますので、そこは絶対に緩むことなくしっかりと最後までやり切らなければならぬと考えております。

新しい規制組織が公布後三か月、法律を通していただいた後の三か月以内に誕生するということがになります。新しい規制委員会が誕生しましたら、その時点で原子力安全委員会や原子力安全・保安院は廃止をされるということになりますので、そこからは一新をした組織の下で様々な判断が行われるということになります。

あくまで対応はその後新しい規制委員会の下で行われることになるわけですが、客観的な状況として申し上げるならば、恐らくその原子力規制委員会ですら取り組んでいただけののではないかと思っておりますのは防災指針だろうというふうに思います。それといえますのも、原子力安全委員会がやった仕事といえまして、三月末には中間報告を指針で出しておりますから、そのベースができておりますので、これをできるだけ早い時点で法律に基づいた指針として確定をしていく、これが最も最初の作業になるのではないかと思います。これは極めて重要でありますので、この指針ができれば地域の防災計画を作れますので、様々な準備がそれぞれの地域でできるようになります。これは是非新しい組織には急いでやってもらいたい、そのように思っています。

問題は、規制の中身ですね。例えばバックフィットであるとかシビアアクシデントであるとか四十年ルールであるとか、そういったものといふのはこれは中身を相当技術的、専門的に詰めていかなければなりませんので、十か月以内にそうした規制の強化についてはなされるということになります。

○加藤修一君 時間が来てしまいましたけれども、この新しい防災指針の関係については、確かに三月二十二日の中間報告だと思えますけれども、これはまだパブリックコメントにもかけていないわけですね。いち早く、今の段階でかけたってよかったわけですよ、三月段階でもですね、それ、やっていないことそれ自身が非常に私は鈍感だと思っております。またこの関係については今回の審議にやりたいと思います。

以上で終わります。

○水野賢一君 みんなの党の水野賢一です。この法案は、先週の日曜日に参議院では異例といふべき二ラウンドの本会議をやった、それで今日の委員会に至ったわけですね。ここまでに至る過程、この審議の進め方自体がもう異例のことづくめで、はつきり言っても納得はできないんだけれども、要は民自公の三党が合意をすれば、あとはどんな強引な国会日程でも組むことができるという、このやり方自体が間違っているんだけれども、その中でも特に問題にしたいというふうな、聞き捨てならないのは、金曜日の本会議で、あなた、近藤さん、あなたが何かみんなの党からの質問通告がないというふうな本会議で答弁しましたよね。あれは一体どういうことですか。

そもそもこの法案は、あなた、木曜日にこれ、修正協議がまとまったんでしよう。法案が出てきたのは金曜日の朝ですよ。我々が条文を手に入れたのは、この条文、これ、金曜日の朝ですよ。金曜日の午後二時に開かれる本会議で、どうやって質問通告ができるんですか。本来、我々は、こんなやり方だったから審議拒否をしたって、審議に応じないことだった、そうあるべきところなんだけれども、我が党はしっかりと審議は行っていくという基本的な姿勢を取っているから審議拒否はしませんでしたけれども、通告がないって、あなた、どういふ神経でそれを、通告させないような審議日程を組んでおいて、どういふ神経でそういうふうな言っているんですか。わびはないんですか。

か。

○衆議院議員(近藤昭一君) 水野議員の御指摘、私はまずおわびを申し上げたいと思います。

と申しますのは、私は、ちよっと私の言い方が悪かったと思います。ある意味で、想定しなかったという大変に失礼かもしれませんけれども、廃炉審議会のことの御質問でありました。そして、私は、私としては廃炉庁であるべきだと申し上げました。それは、前もってその質問について想定をしていなかったもので、いわゆる修正協議をさせていただいた中でそのことについての議論はなかった。論議というか、そのことについてのすり合わせがなかった。そういう意味で、想定がなかった中で、私としては、こういう言い方で申し上げたということでありました。

また一方、そうしたタイトな時間の中であつたということ、それは反省をしなくてはならないとも思っています。

○水野賢一君 私も、何も答弁内容が間違っていると申しているわけじゃないんですよ。だから、この審議の進め方と、何か通告ないって、できないのが当たり前なのであつて、その中で国会日程を組んでいる中で、何かあつたか本会議場で我々が悪いのかのような言い方をしたということには、わびがあつたから一応これはこれで終わりますけれども、強く抗議をしたと思いますし、これは、そういう不誠実な答弁をした以上、本会議場で、今はいいいですよ、これはもう提出者である生方さん、あなたに全部法案については聞きまでするので、あなたが全部答えてください。ほかの人が手を挙げることは、私は質問者としては認めません。

じゃ、生方さんの方に法案の内容について伺いますけれども、これ、原子力規制委員会の委員になれない人たちが、要するに余り原子力の、いわゆる原子力村というのかかわつていたような人々なんかが駄目ということで、これ七

